

三宅町地域公共交通タクシー補助事業

運行事業者募集要項

2026年2月

三 宅 町

三宅町地域公共交通タクシー補助事業 運行事業者募集要項

1. 趣旨

三宅町が導入する地域公共交通システムは、家庭での移送が困難な高齢者等の医療機関等への通院又は通所、日用品の買い物、若しくは公共施設又は金融機関の利用に要する交通費の一部として、三宅町地域公共交通タクシー補助金を交付することにより、タクシー利用者の経済的負担軽減及び町民の交通手段の確保を図る事で、住民ニーズに応えるものです。

については、この運行業務を受託する事業者を募集します。

2. 運行事業計画

別添、特記仕様書のとおり

3. 契約期間

契約期間は、次のとおり予定しています。

2026年4月1日から2027年3月31日まで

4. 事業内容

- (1) 通常タクシー事業における自動車の運行
- (2) 通常タクシー事業における受付・配車業務

5. 補助料金

- (1) 補助料金は、4. に示す運行の補助としてタクシー距離制基本料金の内、1乗車につき750円もしくは1,500円を三宅町が運行事業者に支払います。

なお、通常料金と補助料金の差額については、運行事業者が利用者から収受するものとします。

- (2) 補助料金の請求方法

運行事業者は、利用者から町が発行する利用料金補助券（1乗車につき、最大2枚の使用）を收受し、その合計枚数により月毎に算出した金額を補助料金として町へ請求して下さい。

6. 応募者の資格

本募集に応募して参加申込書を提出できる者は、下記（1）から（4）のすべてに適合する者に限ります。

- (1) 本事業の施行期日現在において3年以上、西大和交通圏を営業区域として一般乗用旅客自動車運送事業の実績を有する者
- (2) 西大和交通圏において、近畿運輸局長に届け出をし、一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた事業用車両を保有する者
- (3) 以下の欠格事項に該当しない者
 - ア 公租公課を滞納している者

- イ 資力・財務体力が極めて劣悪で、運行を委託することが不適当な者
 - ウ 破産、民事再生、会社更生その他これらに準ずる手続きの開始の申し立てを受け、又は、申し立てをした者
- (4) 三宅町暴力団排除条例（平成23年12月12日条例第22号）、奈良県暴力団排除条例（平成23年3月18日奈良県条例第35号）及び関係法令に抵触しない者

7. スケジュール

2月 2日（月）～2月13日（金）	募集の公告（事業者説明会は実施しません。）
2月 2日（月）～2月 5日（木）	質問書の提出
2月9日（月）	質問書に対する回答（HP掲載）
2月 2日（月）～2月13日（金）	参加申込書の受付
2月19日（木）～2月25日（水）	決定通知の送付
4月 1日（水）	契約締結・運行事業開始

8. 各書類の提出方法、提出場所及び提出期限等

(1) 質問書（様式一1）

全ての質問は、質問書（様式一1）により行うものとします。

①提出方法 持参又はFAXのいずれかの方法で書面によるものとします。電話による質問の受け付けは行いません。

（注）FAXの場合は受信確認のため、送信後は必ず電話連絡をしてください

②質問の受付期間 受付期間：2026年2月2日(月)～2026年2月5日(木)
受付時間：午前9時から午後5時まで

③質問書の提出先 三宅町役場 総務部地域共創局 経営戦略課
住 所：奈良県磯城郡三宅町伴堂689番地
電 話：0745-44-3070（直通）
F A X：0745-43-0922

質問に対する回答は、2026年2月9日（月）に三宅町ホームページに掲載するものとします。

(2) 参加申込書（様式一2）

①提出方法 参加申込書は、持参により提出すること。

②提出日 2026年2月2日(月)～2026年2月13日(金)
午前9時から午後5時まで（但し、土、日、祝は除く。）

③提出場所 (1) ③と同じ

④提出書類 ア 参加申込書（様式一2）

イ 一般乗用旅客自動車運送事業許可書の写し
但し、初提出の場合は、事業区域に「西大和交通圏」と表記がある許可書

ウ 証約書（様式一3）・会社概要

9. その他の留意事項

- (1) 本事業は、2026年3月三宅町議会の予算成立をもって、実施されるものとし、予算が成立しない場合は本事業を中止する場合があります。
- (2) 参加申込書の作成、提出に関する費用は、応募者の負担とします。
- (3) 参加申込書に虚偽の記載をした場合には、無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して今後運行業務を委託しないことがあります。
- (4) 運行事業者に選定されなかった場合であっても、参加申込書等は返却しません。また、提出された参加申込書等は、本事業の目的以外に使用しません。
- (5) 参加申込書等の提出後において、原則として参加申込書等に記載された内容の変更は認められません。
- (6) 参加申込書等の提出の状況により、複数の運行事業者を決定し、運行を実施していただく場合があります。本事業においては、利用者が運行事業者を選択することになりますので、運行の振り分けは、町では一切行いません。また、これに関する苦情等は一切受け付けません。

三宅町地域公共交通タクシー補助事業運行業務委託

特記仕様書

1. 事業実施期間

2026年4月1日から2027年3月31日までを事業実施期間とする。

2. 運行内容

三宅町地域公共交通タクシー補助事業運行内容については、次のとおりとする。

三宅町地域公共交通タクシー補助事業運行内容

対象となる運行	対象となる運行は、利用者の自宅又は三宅町内が起点となり、帰路の場合は利用者の自宅又は三宅町内が終点となる運行とする
運行日・運行時間	運行事業者の運行日・営業時間による
運行形態	通常のタクシー運行と同じ
利用者の負担額	通常の料金から補助金額を差し引いた額
補助の対象額	<ul style="list-style-type: none">1回の乗車につきタクシー運賃の距離制基本料金の内750円もしくは1,500円とする補助は、事前に補助券の交付を受けた者が、対象となる運行において補助券を使用した場合に限る

3. その他

運行事業者は、事故などのトラブルが発生した際は、運行事業者の責務において対処すること。

様式一1

年　月　日

三宅町役場
経営戦略課　宛

名　称_____

担当者氏名_____

電話番号：_____

FAX：_____

質　問　書

質問事項

質問提出期限　2026年2月2日（月）～2026年2月5日（木）

提出先　三宅町役場　総務部地域共創局　経営戦略課

FAX　0745-43-0922
※送信後は確認のため、電話連絡をしてください

様式一2

参 加 申 込 書

年 月 日

三宅町長 様

所在地

名 称

印

代表者氏名

印

当社は、三宅町が実施する三宅町地域公共交通タクシー補助事業運行事業者募集要項の趣旨を理解した上で、下記のとおり書類を添えて、本事業への参加申込をします。

なお、当社は三宅町地域公共交通タクシー補助事業運行事業者募集要項で規定する応募資格を満たしているとともに、運行事業者に決定されたときは、誠意をもって手続きに協力し、業務を遂行することを誓約します。

記

添付書類

- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業許可書の写し
- (2) 誓約書（様式一3）
- (3) 会社概要

担当者	(職・氏名)	
	(TEL)	(FAX)
	(E-mail)	

様式一3

誓 約 書

年 月 日

三宅町長 様

所在地 _____

名 称 _____ 印

代表者氏名 _____ 印

三宅町地域公共交通タクシー補助事業運行事業者の募集に関し、参加申込書を提出いたしましたが、次に示される応募者資格に欠格がないことを誓約します。

- (1) 本事業の施行期日現在において3年以上、西大和交通圏を営業区域として一般乗用旅客自動車運送事業の実績を有する者
- (2) 西大和交通圏において、近畿運輸局長に届け出をし、一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた事業用車両を保有する者
- (3) 以下の欠格事項に該当しない者
 - ア 公租公課を滞納している者
 - イ 資力・財務体力が極めて劣悪で、運行を委託することが不適当な者
 - ウ 破産、民事再生、会社更生その他これらに準ずる手続きの開始の申し立てを受け、又は、申し立てをした者
- (4) 三宅町暴力団排除条例（平成23年12月12日条例第22号）、奈良県暴力団排除条例（平成23年3月18日奈良県条例第35号）及び関係法令に抵触しない者

なお、この誓約に違反したと認定した場合は、本事業の参加の取り消し等がされても、一切の異議申し立てはいたしません。

会社概要

事業者	(主たる事務所の所在地)		
	(本事業を管轄する営業所の所在地)		
本事業の執行に責任 を負う常務役員	(職・氏名)		
従業者数	正社員	契約社員	その他()
	人	人	人
運行管理者資格 保有者の氏名			
自動車整備資格 保有者氏名			
第2種免許 の保有者数	大型	中型	普通(小型)
	人	人	人
保有する 車両	セダンタイプ		(参考) その他
	台		台
	上記の内、磯城郡圏内に配置している台数		
	台		台